

令和3年8月16日

お客様 各位

令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

島根益田信用組合
理事長 竹本 義正

この度の大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。島根益田信用組合では、この災害の被害により災害救助法が適用された島根県内の被災者の皆様に対して状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることとしましたのでお知らせします。

- 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じます。
- 届出の印鑑のない場合には、拇印にて払戻しに応じます。
- 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。また、当該預金等を担保とする貸付にも応じます。
- 今回の災害による障害の為、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いの上取立ができることとします。
- 今回の災害の為支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載および取引停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除についても同様に配慮します。
- 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にするなどの手続きの簡略化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客様の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。
- 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認めるなど、被災者等の便宜を考慮した取扱いとします。
- 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮します。また、窓口における営業ができない場合であっても、お客様及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行うなど被災者等の便宜を考慮した措置を講じます。

【ご相談窓口】

本店 営業部：0856-22-3033
浜田支店：0855-22-5354
西益田支店：0856-25-2011
高津支店：0856-23-1888
あけぼの支店：0856-23-1500